

公示送達書

一宮市告示第241号
令和6年5月7日

一宮市長 中野 正康

地方税法第20条の2及び一宮市市税条例第18条の規定に基づき、次の書類を公示送達します。なお、送達すべき書類は一宮市財務部納税課に保管してありますから、申出により該当者に交付します。

送達する書類名 差押調書（謄本）

送 達 を 受 け る べ き 者	住（居）所	氏 名
	愛知県一宮市三条字郷東藤39番地1 メゾネット N&S103号	井上 颯
	以 下 余 白	

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。